

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27 年) (庁名) 仙台家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出 張 所								
					配置 支部 総数	古 川 支 部	石 巻 支 部	支 部	支 部	支 部	未 配 置 支 部 総数	大 河 原 支 部	登 米 支 部	気 仙 沼 支 部	支 部	支 部	支 部	出 張 所 総数	出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所	
総 数			2915	1995	584	358	226	0	0	0	336	128	155	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
家事 事 件	家事事件総数		2901	1984	582	358	224	0	0	0	335	127	155	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	審 判	別表第1	403	216	144	58	86				43	10	16	17					0					
		別表第2	200	133	50	15	35				17	4	13	0					0					
		期日立会い	129	80	38	19	19				11	0	11	0					0					
	調 停	別表第2	1201	936	159	115	44				106	39	61	6					0					
		期日立会い	905	702	116	84	32				87	30	51	6					0					
		別表第2以外	582	367	128	100	28				87	30	40	17					0					
		期日立会い	436	274	92	76	16				70	25	35	10					0					
	共 助		0		0	0	0				0	0	0	0					0					
	雑	保全処分	108	99	4	4	0				5	0	5	0					0					
		保全処分以外	407	233	97	66	31				77	44	20	13					0					
人 事 訴 訟 事 件			14	11	2	0	2				1	1	0	0										
て ん 補 状 況			(例) 1: 本庁／□□支部／審判別表第1／5件 2: ○○支部／△△支部／調停別表第2以外／3件	てん補を実施した庁名										てん補を実施した庁名										
				本 庁	古 川	本 庁・ 石 巻																		
備 考																								

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。
なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。
- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 仙台家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	古 川 支 部	石 巻 支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			825	603	222	116	106	0	0	0
一 般	一 般 総 数		485	377	108	48	60	0	0	0
	観 護 措 置		91	69	22	10	12			
	在 宅	通常調査	386	303	83	37	46			
		簡易面接	0	0	0	0	0			
		書面照会	0	0	0	0	0			
	試 験 観 察		8	5	3	1	2			
交 通	交 通 総 数		325	214	111	66	45	0	0	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	0	0	0	0	0			
		在 宅	207	134	73	44	29			
	道交 等	観護措置	3	2	1	1	0			
		在 宅	115	78	37	21	16			
	試 験 観 察		0	0	0	0	0			
準少年・共助等			15	12	3	2	1			
てん補状況			(例) 1:本庁／〇〇支部／一般観護措置／2件 2:□□支部／△△支部／道交等在宅／5件							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件(無免許)危険運転致死傷保護事件及び車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 仙台家庭裁判所

事件の種別 庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	古 川 支 部	石 巻 支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	75	50	25	19	6			
人 事 訴 訟 事 件	7	7	0	0	0			
少 年 事 件	13	11	2	2	0			

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(庁名) 福島家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出 張 所							
					配置 支部 総数	相 馬 支 部	郡 山 支 部	白 河 支 部	会 津 若 松 支 部	い わ き 支 部	未 配 置 支 部 総数	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	出 張 所 総 数	棚 倉 出 張 所	田 島 出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所
総 数			1676	302	1295	56	449	124	193	473	0	0	0	0	0	0	0	79	68	11	0	0	0
家 事 事 件	家事事件総数		1668	300	1289	55	447	122	192	473	0	0	0	0	0	0	0	79	68	11	0	0	0
	審 判	別表第1	289	59	220	8	77	22	47	66	0							10	8	2			
		別表第2	123	5	107	2	31	8	4	62	0							11	11	0			
		期日立会い	64	4	56	0	18	6	0	32	0							4	4	0			
	調 停	別表第2	577	95	453	18	151	27	85	172	0							29	24	5			
		期日立会い	331	38	269	9	102	15	40	103	0							24	22	2			
		別表第2以外	384	71	293	27	107	26	34	99	0							20	16	4			
		期日立会い	132	17	103	7	44	9	7	36	0							12	11	1			
	共 助		1	0	1	0	0	0	1	0	0							0	0	0			
	雑	保全処分	41	4	37	0	9	0	0	28	0							0	0	0			
		保全処分以外	253	66	178	0	72	39	21	46	0							9	9	0			
	人 事 訴 訟 事 件			8	2	6	1	2	2	1	0	0											
て ん 補 状 況			1:本庁／相馬支部／人事訴訟事件／1件 2:本庁／相馬支部／調停別表第2以外／1件									てん補を実施した庁名							てん補を実施した庁名				
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名)福島家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	相 馬 支 部	郡 山 支 部	白 河 支 部	会 津 若 松 支 部	い わ き 支 部
総 数			760	159	601	30	231	91	100	149
一 般	一 般 総 数		348	91	257	9	100	31	55	62
	観 護 措 置		52	16	36	1	12	2	11	10
	在 宅	通常調査	259	68	191	7	76	27	39	42
		簡易面接	5	0	5	0	5	0	0	0
		書面照会	0	0	0	0	0	0	0	0
	試 験 観 察		32	7	25	1	7	2	5	10
	交 通	交 通 総 数		403	68	335	21	125	58	45
致過 死失 傷運 等転 道交 等		観護措置	2	0	2	0	0	0	1	1
		在 宅	273	42	231	14	81	29	30	77
		観護措置	1	0	1	1	0	0	0	0
		在 宅	126	26	100	5	44	29	14	8
試 験 観 察		1	0	1	1	0	0	0	0	
準少年・共助等			9	0	9	0	6	2	0	1
てん補状況										
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」（（無免許）過失運転致死傷保護事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件
車両運転による（業務上・重）過失致死傷保護事件、自動車運転過失致死傷保護事件及び（無免許）危険運転致死傷保護事件）及び「道交等」（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件）をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 福島家庭裁判所

事件の種別 庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	相 馬 支 部	郡 山 支 部	白 河 支 部	会 津 若 松 支 部	いわ き 支 部
家 事 事 件	137	26	111	1	59	3	27	21
人 事 訴 訟 事 件	6	2	4	1	0	2	1	0
少 年 事 件	18	3	15	0	3	1	8	3

(注)

- 1 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 2 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 3 期日立会い命令については計上しない。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 山形家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出 張 所							
					配置 支部 総数	米 沢 支 部	鶴 岡 支 部	酒 田 支 部	支 部	支 部	未 配 置 支 部 総 数	新 庄 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	出 張 所 総 数	赤 湯 出 張 所	長 井 出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所
総 数			1434	766	436	190	193	53	0	0	88	88	0	0	0	0	0	144	103	41	0	0	0
家 事 事 件	家事事件総数		1423	759	432	190	191	51	0	0	88	88	0	0	0	0	0	144	103	41	0	0	0
	審 判	別表第1	254	134	93	46	28	19			10	10						17	8	9			
		別表第2	182	103	23	2	17	4			19	19						37	28	9			
		期日立会い	128	80	13	0	11	2			11	11						24	16	8			
	調 停	別表第2	515	257	192	82	106	4			22	22						44	35	9			
		期日立会い	426	210	164	65	97	2			19	19						33	27	6			
		別表第2以外	215	129	50	26	19	5			15	15						21	15	6			
		期日立会い	181	107	45	23	17	5			14	14						15	11	4			
	共 助		0	0	0	0	0	0			0	0						0	0	0			
	雑	保全処分	60	19	5	0	5	0			16	16						20	14	6			
		保全処分以外	197	117	69	34	16	19			6	6						5	3	2			
	人 事 訴 訟 事 件			11	7	4	0	2	2			0	0										
て ん 補 状 況			(例) 1:本庁／□□支部／審判別表第1／5件 2:〇〇支部／△△支部／調停別表第2以外／3件	て ん 補 を 実 施 し た 庁 名												て ん 補 を 実 施 し た 庁 名							
				鶴岡・酒田													本庁・米沢	本庁					
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 山形家庭裁判所

事件の種類別 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	米 沢 支 部	鶴 岡 支 部	酒 田 支 部	支 部	支 部
総 数			384	192	192	63	44	85	0	0
一 般	一 般 総 数		216	109	107	40	15	52	0	0
	在 宅	観 護 措 置	25	15	10	2	4	4		
		通常調査	186	92	94	38	9	47		
		簡易面接	0	0	0	0	0	0		
		書面照会	1	0	1	0	1	0		
	試 験 観 察		4	2	2	0	1	1		
交 通	交 通 総 数		168	83	85	23	29	33	0	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	1	1	0	0	0	0		
		在 宅	90	34	56	6	22	28		
	道 交 等	観護措置	0	0	0	0	0	0		
		在 宅	77	48	29	17	7	5		
	試 験 観 察		0	0	0	0	0	0		
準少年・共助等			0	0	0	0	0	0		
てん補状況			(例) 1:本庁／〇〇支部／一般観護措置／2件 2:□□支部／△△支部／道交等在宅／5件 ○ 酒田支部／鶴岡支部／一般観護措置／1件							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」（（無免許）過失運転致死傷保護事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件（無免許）危険運転致死傷保護事件及び車両運転による（業務上・重）過失致死傷保護事件）及び「道交等」（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件）をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 山形家庭裁判所

事件の種別 庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	米 沢 支 部	鶴 岡 支 部	酒 田 支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	33	17	16	7	4	5		
人 事 訴 訟 事 件	7	3	4	0	2	2		
少 年 事 件	8	4	4	1	2	1		

(注)

- 1 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 2 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 3 期日立会い命令については計上しない。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 盛岡家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出 張 所							
					配置 支部 総数	花 巻 支 部	宮 古 支 部	一 関 支 部	支 部	支 部	未 配 置 支 部 総数	二 戸 支 部	遠 野 支 部	水 沢 支 部	支 部	支 部	支 部	出 張 所 総 数	久 慈 出 張 所	大 船 渡 出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所
総 数			1628	786	500	268	113	119	0	0	247	33	77	137	0	0	0	95	18	77	0	0	0
家 事 事 件	家事事件総数		1620	781	498	268	113	117	0	0	246	32	77	137	0	0	0	95	18	77	0	0	0
	審 判	別表第1	297	124	87	35	17	35			62	19	16	27				24	8	16			
		別表第2	121	45	59	44	15	0			15		2	13				2	0	2			
		期日立会い	82	26	47	37	10	0			9		1	8				0	0	0			
	調 停	別表第2	676	305	217	113	56	48			114	13	46	55				40	3	37			
		期日立会い	490	202	170	90	41	39			89	7	40	42				29	2	27			
		別表第2以外	349	203	80	31	23	26			40		13	27				26	7	19			
		期日立会い	206	108	54	20	18	16			27		10	17				17	5	12			
	共 助		0		0		0	0			0							0	0	0			
	雑	保全処分	72	37	25	25	0	0			10			10				0	0	0			
		保全処分以外	105	67	30	20	2	8			5			5				3	0	3			
	人 事 訴 訟 事 件			8	5	2		0	2			1	1										
てん 補 状 況			(例) 1: 本庁／□□支部／審判別表第1／5件 2: ○○支部／△△支部／調停別表第2以外／3件 本庁／花巻支部／調停別表第2／20件								てん補を実施した庁名						てん補を実施した庁名						
											本 庁	花 巻	花 巻・ 一 関					宮 古	一 関				
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 盛岡家庭裁判所

事件の種別 片 名			総 数	本 片	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	宮 古 支 部	一 関 支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			189	105	84	30	54	0	0	0
一 般	一 般 総 数		116	70	46	24	22	0	0	0
	観 護 措 置		7	6	1	1	0			
	在 宅	通常調査	104	63	41	19	22			
		簡易面接	0	0	0	0	0			
		書面照会	3	0	3	3	0			
	試 験 観 察		2	1	1	1	0			
交 通	交 通 総 数		69	32	37	5	32	0	0	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	0	0	0	0	0			
		在 宅	38	13	25	3	22			
		道 交 等	観護措置	0	0	0	0	0		
	在 宅		31	19	12	2	10			
	試 験 観 察		0	0	0	0	0			
準少年・共助等			4	3	1	1	0			
てん補状況			(例) 1:本庁／〇〇支部／一般観護措置／2件 2:□□支部／△△支部／道交等在宅／5件							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」（（無免許）過失運転致死傷保護事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件（無免許）危険運転致死傷保護事件及び車両運転による（業務上・重）過失致死傷保護事件）及び「道交等」（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件）をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 盛岡家庭裁判所

事件の種別 庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	花 巻 支 部	宮 古 支 部	一 関 支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	9	1	8	8				
人 事 訴 訟 事 件	2		2			2		
少 年 事 件	3	2	1			1		

(注)

- 1 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 2 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 3 期日立会い命令については計上しない。

(庁名) 秋田家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出張所							
					配置 支部 総数	大館 支部	横手 支部	大曲 支部	支部	支部	未配置 支部 総数	能代 支部	本荘 支部	支部	支部	支部	支部	出張 所 総数	鹿角 出張 所	角館 出張 所	出張 所	出張 所	出張 所
総 数			1056	539	314	96	141	77	0	0	154	65	89	0	0	0	0	49	20	29	0	0	0
家事事件	家事事件総数		1043	538	306	94	138	74	0	0	150	63	87	0	0	0	0	49	20	29	0	0	0
	審判	別表第1	186	80	72	18	32	22			16	14	2					18	5	13			
		別表第2	53	11	23	6	16	1			19	4	15					0	0	0			
		期日立会い	42	8	19	3	16	0			15	2	13					0	0	0			
	調停	別表第2	491	249	132	54	42	36			95	37	58					15	11	4			
		期日立会い	401	203	107	37	36	34			78	28	50					13	10	3			
		別表第2以外	204	120	51	14	26	11			18	8	10					15	3	12			
		期日立会い	150	83	37	11	18	8			17	8	9					13	2	11			
	共 助		1	1	0	0	0	0			0	0	0					0	0	0			
	雑	保全処分	6	3	2	0	2	0			1	0	1					0	0	0			
		保全処分以外	102	74	26	2	20	4			1	0	1					1	1	0			
人事訴訟事件			13	1	8	2	3	3			4	2	2										
てん補状況			1:本庁／大館支部／人事訴訟事件／2件 2:横手支部／大曲支部／人訴／2件 3:大曲支部／横手支部／人訴／2件							てん補を実施した庁名						てん補を実施した庁名							
										本庁	本庁								大館支部	大曲支部			
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 秋田家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	大 館 支 部	横 手 支 部	大 曲 支 部	支 部	支 部
総 数			279	206	73	38	18	17	0	0
一 般	一 般 総 数		167	125	42	21	14	7	0	0
	観 護 措 置		15	10	5	2	3	0		
	在 宅	通常調査	143	111	32	18	7	7		
		簡易面接	2	0	2	0	2	0		
		書面照会	1	0	1	0	1	0		
	試 験 観 察		6	4	2	1	1	0		
交 通	交 通 総 数		110	80	30	16	4	10	0	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	0	0	0	0	0	0		
		在 宅	61	40	21	11	3	7		
	道 交 等	観護措置	1	1	0	0	0	0		
		在 宅	48	39	9	5	1	3		
	試 験 観 察		0	0	0	0	0	0		
準少年・共助等			2	1	1	1	0	0		
てん補状況			(例) 1:本庁/〇〇支部/一般観護措置/2件 2:□□支部/△△支部/道交等在宅/5件 1:本庁/大館支部/一般観護措置/2件 2:本庁/大館支部/一般試験観察1件 3:本庁/横手支部/一般観護措置/ 1件 4:本庁/横手支部/一試験観察/1件							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件(無免許)危険運転致死傷保護事件及び車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 秋田家庭裁判所

事件の種別 庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	大 館 支 部	横 手 支 部	大 曲 支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	28	28	0	0	0	0		
人 事 訴 訟 事 件	6	3	3	1	1	1		
少 年 事 件	4	3	1	0	1	0		

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 青森家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出張所							
					配置 支部 総数	弘 前 支 部	八 戸 支 部	支 部	支 部	支 部	未 配 置 支 部 総数	五 所 川 原 支 部	十 和 田 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	出張 所 総 数	む つ 出 張 所	野 辺 地 出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所
総 数			1326	346	511	229	282	0	0	0	391	118	273	0	0	0	0	78	46	32	0	0	0
家事事件	家事事件総数		1316	342	506	224	282	0	0	0	390	118	272	0	0	0	0	78	46	32	0	0	0
	審 判	別表第1	294	79	125	62	63				75	32	43					15	4	11			
		別表第2	118	10	45	20	25				63	20	43					0					
		期日立会い	81	3	28	12	16				50	18	32					0					
	調 停	別表第2	574	151	201	69	132				188	28	160					34	26	8			
		期日立会い	456	107	172	65	107				155	28	127					22	16	6			
		別表第2以外	226	90	62	39	23				48	32	16					26	16	10			
		期日立会い	175	65	48	33	15				41	27	14					21	14	7			
	共 助		0		0		0				0		0					0					
	雑	保全処分	16		6	2	4				10	3	7					0					
		保全処分以外	88	12	67	32	35				6	3	3					3		3			
人 事 訴 訟 事 件			10	4	5	5	0				1		1										
てん 補 状 況			(例) 1:本庁/□□支部/審判別表第1/5件 2:〇〇支部/△△支部/調停別表第2以外/3件 1:本庁/五所川原支部/審判別表第1/7件 2:弘前支部/五所川原支部/審判別表第1/25件 3:弘前支部/五所川原支部/審判別表第2/20件 4:弘前支部/五所川原支部/調停別表第2/28件 5:弘前支部/五所川原支部/調停別表第2以外/32件 6:弘前支部/五所川原支部/雑・保全処分/3件 7:弘前支部/五所川原支部/雑・保全処分以外/3件								てん補を実施した庁名						てん補を実施した庁名						
											本 庁・弘 前支 部	八 戸 支 部							本 庁	本 庁			
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。
なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。
- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 青森家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	弘 前 支 部	八 戸 支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			399	81	318	129	189	0	0	0
一 般	一 般 総 数		217	46	171	69	102	0	0	0
	観 護 措 置		31	5	26	13	13			
	在 宅	通常調査	181	38	143	56	87			
		簡易面接	0	0	0					
		書面照会	2	2	0					
	試 験 観 察		3	1	2		2			
交 通	交 通 総 数		178	34	144	58	86	0	0	0
	致過 死失 傷運 等転 道交 等	観護措置	0	0	0					
		在 宅	125	24	101	44	57			
		観護措置	3	0	3	1	2			
		在 宅	50	10	40	13	27			
	試 験 観 察		0	0	0					
準少年・共助等			4	1	3	2	1			
てん補状況			(例) 1:本庁／〇〇支部／一般観護措置／2件 2:□□支部／△△支部／道交等在宅／5件							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」（（無免許）過失運転致死傷保護事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件車両運転による（業務上・重）過失致死傷保護事件、自動車運転過失致死傷保護事件及び（無免許）危険運転致死傷保護事件）及び「道交等」（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件）をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 青森家庭裁判所

事件の種別 庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	弘 前 支 部	八 戸 支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	19	1	18	1	17			
人 事 訴 訟 事 件	5	1	4	3	1			
少 年 事 件	2	0	2	1	1			

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。